

総合社会福祉研究所 所報一二二号  
第二四回定期総会(会員のつどい)

ご案内 および 議案

総合社会福祉研究所規約第十九条および第二〇条に基づき、第二四回定期総会(会員のつどい)を下記の通り開催します。

**出欠通知(委任状)を八月二日(金)までに郵送、ファックス、電子メール、当研究所ホームページの専用フォームなどでご返送下さい。万一ご欠席の場合は必ず「委任状」にもご記入下さい。議案へのご意見、総会へのメッセージも併せてお送り下さい。**

総会成立には委任状を含む過半数の出席が必要で、一応の締切日(八月二日)を設けましたが、それ以降も受け付けます。お早めにご返送下さいますようお願いいたします。

なお、本総会後に一三時半より、総会と同じ会場で「第一七回社会福祉研究交流集会in京都」を開催します。(八月二七日～二八日(土・日)、二八日は佛教大学二条キャンパスにて)

総会と研究交流集会の両方にぜひご参加下さい。  
総合社会福祉研究所理事長 石倉康次

記

■日時 二〇一一年八月二七日(土) 一〇時受付開始

一〇時半開会～一二時半

■会場 立命館大学朱雀キャンパス(京都市中京区)

五階大講義室(ホール)

■交通 JR山陰本線・京都市営地下鉄東西線

「二条」駅下車、徒歩三分

■内容

第一部(一〇時半～一三時一〇分)

今の社会福祉情勢をどう考えるか

丹波史紀理事

「東日本大震災・福島原発と日本の社会福祉」

廣末利弥理事

「国民の苦難に向き合えない国家」

——憲法遵守の国家こそ求められている

浜岡政好副理事長

「今求められる社会福祉とは何か」

第二部(一三時一〇分～一五時半)

第一号議案 情勢と二〇一〇年度事業報告(案)

第二号議案 二〇一〇年度決算(案)

第三号議案 剰余金処理(案)

第四号議案 二〇一一年度事業計画(案)

第五号議案 二〇一一年度収支予算(案)

第六号議案 規約改正(案)

その他 監査報告

■出欠通知の方法

【郵送の場合】同封のハガキに必要事項をご記入の上、投函して下さい。

【ファックスの場合】同封のハガキまたは用紙をFAX番号〇六(六七七九)四八九五へ送信して下さい。

【電子メールの場合】出欠通知の必要事項を次のアドレスに送信して下さい。 mail@sosyaken.jp

【当研究所ホームページからの場合】

http://www.sosyaken.jp から専用フォームで送信してください。

以上



【第一号議案】現情勢の捉え方と

二〇一〇年度事業報告

【第四号議案】二〇一一年度事業計画(案)

(1)国民の苦難に向き合い、被爆国として核エネルギーに依拠しない脱原発を世界でリードする国家に

東日本大震災と福島原発事故は、全世界に大きな衝撃を与えました。ドイツ、イタリアをはじめ多くの国々で原発廃止や核エネルギーに依存しない政策転換が行われ、人類と地球にとって、安全・安心の方向に大きく舵を切る出来事となりました。オーストリアは一九九九年に憲法で原発禁止、核エネルギーに依存しない

国づくりを定めています。このことは、二一世紀の遅くない時期の全世界の課題として投げかけています。

菅首相は、遅まきながら脱原発発言を行いました。政党としての理念や思想も見えず、財界等の抵抗を受けています。この間、日本政府は、世界を揺るがす事故を起こしながら、東京電力の免責を国民の命や生活よりも優先し、なお引き続き原発延命を図ろうとしてきました。首相の脱原発発言は、それらの反省に成り立ったものではなく、脱原発発言を言わざるを得ない事態に追い込まれているためと考えられます。

私たちは、国民主権・基本的人権・平和主義の憲法を順守する国家の存在こそが、現在の日本に求められていることを認識し、被爆国日本として、また福島原発事故で甚大な被害をもたらした国として、今こそ世界に発信すべきことは、核エネルギーに頼らず、原発を速やかに廃止し、自然エネルギーの利用で安心して暮らせる国づくりへのメッセージではないでしょうか。南米、北アフリカ等の国々で、新自由主義と決別する動きも広がる中、まさに日本の進路が問われています。

国民は新自由主義路線がもたらす苦難からの変革を求め、自公政権から民主・社民・国民新党連立に政権の機会を与えました。しかしその後、沖縄基地問題から社民が離脱し、民主・国民政権は、国民生活にかかわる公約も投げ捨て、新自由主義路線を継承する政権本質を国民の前に如実に示しました。税と社会保障の一体改革はまさにその象徴です。

日本の支配層は、現政権の行き詰まりに大連合構想をも打ち出し、新自由主義路線の延命を図ろうとしています。東日本大震災、福島原発事故の復旧・復興は、本格的防災対策の欠如とともに、憲法に基づく国民の人権、生命を第一義に守る国家の役割を疎かにし、二次災害の拡大や原発事故としての甚大な危険に国民を陥れています。その上、新自由主義に基づく構造改革路線を軸に、被災地をモデルに、復興計画や「税と社会保障の一体改革」を進めようとしています。義援金や原発補償金を収入認定し、生活保護受給を停止するなどの動きや、特区導入による農地法の規制緩和、漁業規制緩和などもその表れです。人権・生命を国家が守るといふ最低限の責任さえも果たそうとしていません。

「憲法が大規模災害に対応できない」として「トモダチ作戦」とした米軍と自衛隊の活動を容認する動きや、核エネルギーに頼らない世界が希求される中で「核

兵器を持たないと世界での発言権はない」などの東京都知事発言は、第五福竜丸被爆の翌年に米国が「核エネルギーの平和的利用」として原発導入を日本に勧めたことを彷彿し、憲法を軸にした復旧・復興に真っ向から対決する論調も社会福祉にかかわる者として軽視できません。

被災地の生活保障を行う上で、新自由主義の構造改革路線の制度は役立たないことが明白になっています。社会福祉に持ち込んだ契約制度は、住民の福祉を保障できないことは被災後の住民生活から見れば明らかですが、同時にこのことは、被災にかかわらず問わなければならないことでした。しかしながら、国はこの事態でも着実に社会保障改善を進めているのも事実で侮れません。一つ一つの政策を見ると同時に、全体の動きから見なければ、本質を捉えることができません。

(2)住民が安心して暮らせる地域、まよげない課題

道州制や自治体の統合・広域化は、機能の集中化と地域格差の拡大をもたらし、住民の日常生活を大きく脅かしています。研究所はこの間、買い物難民問題研究や日常生活圏域の聞き取りで、都市部での限界地域の出現、中山間地における新たな協働や公的施策によって、地域の生活格差を是正する実践などを紹介してきました。全体としては、人と人、家と家をつなぐ地域の様々な機能が失われ、孤立化と新たな生活格差が広がっています。

東日本大震災は、地域格差問題により一層の追い打ちをかけました。交通網の寸断、公衆衛生機能の崩壊、漁業・農業・林業などの生産手段・生産活動の崩壊と衰退。保育所・学校・社会福祉施設・病院・診療所・集会所等の破壊。社会福祉協議会などの機能崩壊等々と同時に経験を蓄積した専門職の人々も多く失われました。このように様々なハードとソフトの破壊が進み、広域化ではカバーできない地域福祉がより一層明確になっっています。

今重要なことは、すべての自治体において、東日本大震災から学び、住民が安心して暮らせる地域・まちづくりを進めることです。一部のタレント化した自治体首長が、住民代表や改革の旗印のような姿でマスコミに登場し、議会勢力でも多数派を占め、権力補完と住民の権利抑制や生活抑制、自由権の侵害等の役割を担っていることは、決して住民福祉の向上に結び付き

ません。民主主義がこれを跳ね返せるかどうかが問われています。事実と条理を持って嘘を明らかにしながら、住民自身が主体的に政治にかかわり、社会の主人公として生きるための準備と訓練が必要です。急浮上した勢力は、急降下するのにも早いのが歴史の教訓ですが、その崩壊は自然発生的に起こるのではなく、住民が真実を知ることから瓦解するものです。研究所は「福祉のひろば」や学習会・講演会等を通じて大いに真実を広げていくものです。

### (3) 貧困と格差の広がり深まりと社会福祉実践の課題

二〇〇九年の相対的貧困率が一六%、子どもの貧困率が一五・七%で、上昇傾向に歯止めがかかっていません。研究所では、研究会、社会福祉研究交流集会、「福祉のひろば」等を通じて、貧困と格差の広がり深まりを意識的に紹介し、追求してきました。震災義援金・原資補償金を所得とみなし生活保護受給を抑制する違憲性。生活保護の有期化を求める国家と自治体とその動き。歯科医療における受診抑制や事例からみる貧困問題。保育における親子の生活問題やセカンドワーク、サードワークする親の就労問題。葬儀と貧困。貧困格差からくる介護虐待や介護殺人の問題。生活保障の視点から買物難民問題を考える。夜間高校の就学問題、等々。地域や福祉現場で、生活や労働の背景にあるものに目を向け、人権や生活問題の解決に一緒に取り組む現場の姿も紹介してきました。

しかし、人権や生活問題の解決に取り組む時間も奪われ、目の前の実践に振り回されているのも社会福祉現場の現実です。児童養護施設の配置定数や部屋当たり定数の見直しなどがようやく社会保障審議会児童部会等で出されています。研究所は「福祉のひろば」等を通じて、児童養護施設の実践と事例を通して、現場の苦悩は最低配置基準等を改善しない制度に大きな原因があること、抜本的な改善が喫緊の課題であると問題提起してきました。若者の生活と就労問題についても意識的に取り上げてきました。いつ締め出されるかわからない入場門に並ぶ就活生の疲弊と鬱状態。その一方で、企業の利潤や資本の蓄積が第一義で、労働者の生活や人権を追いやる企業社会の横行。地域労組おさか青年部やあべてん21等の事例を「福祉のひろば」で取り上げ、身近に相談し対応できる場があること、しかし相談できる機会が少ないという現実も紹介して

きました。今後も「福祉のひろば」や研究会、聞き取り調査などを行い、研究所として告発し、発信し続けていきます。

### (4) 社会福祉教育、福祉労働現場における課題

授業料や生活費の負担で大学や専門学校等を中退する若者も後を絶ちません。大学や専門学校でも、補助金の削減と学生・生徒の経済的問題の深刻化で、維持・存続が厳しい現実です。経営問題の矛先が人件費に向けられ、教職員の削減や多忙化、非正規職員の割合増で、教員が大学の運営管理にかかわる時間が増え、逆に研究活動の時間が減り、学生への指導ができない等の事態が広がっています。教職員の心身の悪化も深刻です。

また、専門分野への就労を選択しようにも、社会福祉事業の見通しへの不安もあり、就職難時代にもかかわらず、特に民間社会福祉事業の人材不足は解決していません。賃金をはじめ、他産業との労働条件の低劣性が影響していると国も認めているにもかかわらず、適正な対策がとられていないことが、生活の安定を望む若者の求職に結びつかない原因とも言えます。社会福祉系の学部等をもつ大学は現在約一五〇校ありますが、介護福祉分野から撤退し医療系、特に看護等への移行が行われています。地方の地元密着型の社会福祉養成が一方で進んでいる中、都市部における雇用状況は依然として厳しいままです。修学保障は社会福祉労働の発展にも重要な課題となっています。

同時に、社会福祉教育におけるカリキュラムの改訂は、社会福祉教育にとって不可欠な理念や思想を排除し、安上がりな福祉労働者育成のための技術志向等に向けられています。社会福祉を支え、切り拓いていく人間を育てなければならぬ福祉教育において、大学や専門学校等での教育の不足は、社会福祉現場で再教育として位置づけ、行う必要があります。また、その中の労働組合の役割は非常に重要です。研究所は、「社会科科学・社会福祉基礎講座」や「学んで元気！いきいき京滋社会福祉講座」等を実施していますが、現場の教育力を高めるための支援も課題だと考えています。

ミニマムを投げ捨て、憲法二五条の国家責任を放棄してきました。社会福祉への市場化持ち込みによる福祉の質の排除や現場労働の変質が進行しています。それは、人を丸ごと対象にする仕事を分断し、制度の現金主義化をはかり、現場実践における集中と排除（制度として評価されない仕事は切り捨てられ、評価され、事業に貢献できる仕事は集中していく）を持ち込んできました。同時に、社会福祉事業の地域格差がひろがり、対象者が増加した反面、就労層が少なくなるというパランス崩壊も起こっています。都市部においても失業率の異常な高さの中でも、雇用問題が事業の大きな課題として依然残されたままです。これらの様々な社会福祉現場を取り巻く状況が、社会福祉現場に働く人たちや当事者等に降りかかっています。

### (5) 社会福祉事業の継続と発展のための連帯と共同

新自由主義の構造改革路線は、国民の医療や福祉の保険負担増と利用自己負担増、入院・治療等の保険適用規制や利用抑制を強い、医療の介護保険化や最近ではタスクシフティングの意識的追求なども持ち込まれています。その対応策として政府は、農業法人と同じように、社会福祉事業分野にも広域大規模系列化を持ち込んできました。広域大規模系列化の得意な上場企業の介護事業参入を社会福祉法人に持ち込み、また保育等の児童福祉の分野にもその狙いを広げようとしています。

その一方で、地域に支えられ、密着型の小規模社会福祉事業が制度改定の影響を直接受け、苦境に陥り、撤退を余儀なくされています。地域の小規模社会福祉事業の孤立化を防ぎ、連携・連帯での活動や実践に光を当てる研究や支援は、同時に、構造改革路線との対抗抜きには明るい見通しが持てません。今日の情勢下における社会福祉法人や社会福祉事業の位置づけを再確認しながら、現場の状況把握と検討、社会福祉法人事業の学習や研修等にも対処していく必要があります。研究所活動の中に、情勢の交流と発信を行える研究会等を設け、広げていきます。

東日本大震災で、社会福祉協議会が壊滅状態になった地域も少なくありません。特に、経験を蓄積した職員の犠牲は地域福祉にとって大きな損害です。震災後の社会福祉協議会の実態や課題についても調査研究課題です。

地方広域行政における自治の課題は、首長の立場を政治的に利用して、自治体を企業に見立て、首長に経営責任者のような新自由主義的な発想での位置づけとマスコミの誘導が行われています。この動きは、社会保障分野においては、ナショナルミニマムから地域ミニマムに切り替え、結局、相対的なナショナルミニマムの低下を促進する役割を担っています。生活保護等が必要な段階にきています。その一方で、国民健康保険等の保険の広域化は、逆に広域化による負担増や利用抑制へつなげる手法として持ち込まれています。しかし、両面とも、国家責任を負わないところが共通しています。ここでも、憲法の擁護者としての国家が不在となり、むしろ、国家が憲法を切り替える装置として働いていることに注目すべきです。

### (6) 社会福祉、社会保障運動とその課題

社会福祉、社会保障を守り発展させる運動は、真の障害者の自立を保障し障害者自立支援法を一から変える運動や介護保険改善の運動、生活保護の受給や制限とのたたかい、子育て新システムなどの保育制度改革反対などの幅広い国民的な運動へと広がってきました。社会福祉の要求改善においても旧態の保守基盤構造が崩れ、現場における社会福祉経営や実践と現実対応との乖離（かいり）が激しく、社会福祉関係団体頼みの改善、要求実現では本質的に解決しない事態にきています。「税と社会保障の一体改革」をはじめ、社会福祉、社会保障の一体的な攻撃に対し、制度内容の本質的な共通性と情報交流や学習と課題の共有を伴う共同した運動として、より一層の輪を広げ、憲法を守る国家を実現する道筋としても位置付ける必要があります。運動を押し上げる制度学習とともに、運動の根拠になる憲法理念の学習、理解を高める取り組みを進めていきます。

### (7) 二〇一〇年度事業報告（最終面に写真で紹介）

研究所活動を研究会や研究紀要「総合社会福祉研究」、月刊誌「福祉のひろば」で紹介し、読者会を進めてきました。買い物難民、葬儀と貧困、生活保護受給者の居場所問題、被災地の生活などを取り上げ、交流を図りました。小川政亮氏の聞き取りを開始し、第一部として小川恂氏を「福祉のひろば」で連載してき

ました。真田是前理事長の著作集の発刊について、現場でつくる新しい社会福祉を考察するうえでも重要な論点を特に次の世代に残すことも含めて、二〇一二年夏刊行予定で準備を進めています。社会福祉交流研究会は、東日本大震災を受けて、安心・安全のまちづくりを基軸に、現在の社会福祉として何が求められているのかを探求する集会として位置づけ、開催を準備しました。

(8)二〇一一年度事業計画のポイント

被災地とともに生きる……研究所活動の柱の一つとして、東日本大震災の被災地の現場から学び、憲法に基づく社会福祉の実践と問題を追及しながら、共に生きることを大きなテーマとして取り組みます。社会福祉研究交流集会の合宿研究会や夏の集会を被災地で開催します。また、研究所の現地での活動拠点を設置し、集会等の準備や調査、情報発信などを進めます。

社会福祉の情勢と歴史を大いに学び交流を図る……

日々変化する社会福祉・社会保障の政策動向や現場の状況などを確認し合い、必要な提言などを行う研究所としての場の設定や「福祉のひろば」での交流を進めていきます。真田是著作集の刊行を通して、社会福祉理論や社会福祉労働論などについて、刊行と並行しながら若手研究者や現場労働者に伝える機会を設けます。小川政亮氏の聞き取り調査を継続し、第一部では引き続き小川恂臧氏を、第二部では小川政亮氏を「福祉のひろば」で紹介し、研究所研究活動の課題の一つである社会福祉の歴史研究を定着させていきます。

教育研修活動を広げていく……「第二四回社会科学・社会福祉基礎講座」、「第五回学んで元気！ いきいき京滋社会福祉講座」、「第五回釜が崎のまちスタディツアー」、「第三回ひろばセミナー」、ひろば読者会等や、憲法における社会福祉の位置等を学ぶ場を準備します。

研究所活動の活性化で、編集、出版活動を旺盛にしていく……研究活動の到達や動きを「福祉のひろば」や読者会、紀要等を通じて発信していきます。研究所の活動を通じて、会員・読者の定着と拡大を進めていきます。

【第二号議案】二〇一〇年度決算(案)

【第五号議案】二〇一一年度収支予算(案)

二〇一〇年度決算案の特徴

- ①会員現勢は昨年度比、個人会員が新規八九名、退会七四名で一五名増。団体会員が新規二、退会三で一減。賛助は変わらず。②出版事業は若干の予算未達成(主に「総合社会福祉研究」)。月刊誌「福祉のひろば」の編集受託は予算通り。③教育研修は、「第二三回社会科学・社会福祉基礎講座」「第四回学んで元気！いきいき京滋社会福祉講座」「第四回釜が崎のまちスタディツアー」等の受講参加費用。④「第一六回社会福祉研究交流集会in東京」は、賛助金等の協力・参加費で予算を上回った。⑤雑収入は主に会議室利用料。会費・紀要未入金回収等は少なかった。⑥支出は、事務所賃貸料引下げ、通勤費等の減額、リース物件の停止等により削減した。⑦組織拡大活動は、関係団体等への宣伝活動を進めた。以上の結果、損益は一二七万三六六四円の剰余となる。「総合社会福祉研究」第三七号・三八号の未納四五万九四〇〇円と二〇一〇年度会費未納一九八万五三五六円、計二四四万四七六五円の発生で、二〇〇九年度以前の会費・書籍回収を合わせて、財務は約一五万円増に留まっている。

二〇一一年度予算案の特徴

- ①真田是著作集の発行準備(編集に伴う諸費用) ②被災地とともに社会福祉研究活動を重視する具体化として、合宿研究会・夏の集会、現地での準備や研究調査活動を推進できる予算とする。③会員・「総合社会福祉研究」読者の確保、講座・研修会等への参加等を強める。

第三号議案 剰余金処理(案)

二〇一〇年度決算の当期繰越金は一二七万三六六四円の剰余でしたので、積立金に繰り込んで処理することを提案します。

二〇一〇年度会計監査報告

総合社会福祉研究所規約第六章第二四条、第二五条に基づき、二〇一〇年度(二〇一〇年七月一日～二〇一一年度六月三〇日)会計について、下記の通り会計監査を行いましたので、その結果を報告します。

【第2号議案】2010年度決算(案)・【第5号議案】2011年度予算(案)

Table with 3 columns: 収入の部, 2010年度決算(案), 2011年度予算(案). Rows include 会費, 出版, 教育研修, 研究交流集会, 雑収入, 収入合計.

Table with 3 columns: 支出の部, 2010年度決算(案), 2011年度予算(案). Rows include 管理費, 研究活動費, 出版事業費, 教育研修費, 研究交流集会, 組織拡大費, 小計, 福祉のひろば, 雑損失, 支出合計, 損益.

第六号議案 規約改定(案) 総会の開催時期について

総合社会福祉研究所規約第五章(会議)第二二条(招集)「通常総会は年一回、理事長が招集する。」を以下に改定します。 「通常総会は会期(二年間)ごとの開催とし、理事長が招集する。」

- 一、会計監査実施日 二〇一一年七月二日
二、監査実施場所 総合社会福祉研究所
三、監査対象 総勘定元帳、補助元帳、補助帳、預金通帳、仕訳伝票、証憑書類、損益計算書、貸借対照表
四、会計監査評価 帳票等会計書類の記載、保管は正しく処理されていることを確認した。
二〇一一年七月二日 監事 中山直和・山本伸二

記

〈改定理由〉

現在、年四回開催している理事会のうち、一回(総会前)は総会議案の検討、もう一回(総会后)は事業計画の執行のための任務分担や推進体制等の検討に充てています。会期ごとの総会開催とすることで、二年間の事業計画と予算、役員(理事・監事)体制を決定し、事業計画の執行・具体化に責任を持つ理事会の機能を高めます。 会期中で事業計画・予算執行等に大幅な見直しが必要と理事会が認めた場合は、規約に基づき臨時総会を招集し、会員に諮ります。定期総会のない年度には、会員に年度決算報告書を送付し、また、社会福祉研究交流集会に合わせて「会員のつどい」(総会成立要件は問わない)を開き、年度決算の報告を行います。 なお、会費については現行通り(四月一日～翌年三月三十一日)の取扱いとします。 本議案が可決されれば、第一三期(二〇一一年度)定期総会以降に実施するものとします。

以上